

会 議 録

会議の名称	山形市地域包括ケア推進協議会	
日 時	令和5年9月26日（火）午後5時から	
場 所	山形市役所 11階 大会議室	
議 題	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの活動状況について ・高齢者個別避難計画作成モデル事業について <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画等）の骨子案について ・地域包括支援センターの運営状況及び評価事業について ・地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について 	
出席者	高瀬謙治委員、田中教仁委員、長瀬武久委員、高橋邦之委員、佐伯和毅委員、菅野弘美委員、細谷健一委員、丹野克子委員、五十嵐元徳委員、柴田邦昭委員、藤澤睦夫委員、松田幸子委員、滝口明子委員、熊坂聡委員、大竹まり子委員 (欠席：池野士功委員)	
傍聴者の数	2人	
審議経過	下記のとおり	
提出資料	資料1	地域包括支援センター相談実績等
	資料2	高齢者個別避難計画作成モデル事業【令和5年度新規事業】
	資料3	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画等）骨子案
	参考資料3-1	介護保険に関する国の主な法改正及び第9期介護保険事業計画の基本指針（案）において記載を充実する事項について
	参考資料3-2	介護事業者等意見交換会の概要
	参考資料3-3	「山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）」における「権利擁護」部分の策定について
	資料4 -1	令和5年度地域包括支援センター運営状況調査（自己評価）結果
	-2	令和5年度地域包括支援センター運営状況調査結果表
	資料5	センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認に関することについて
	参考資料5-1	指定介護予防支援事業の受託可能事業所一覧
その他資料1	令和5年度 介護保険事業及び総合事業の実施状況について	

1. 開会

2. あいさつ

3. 報告

- (1) 地域包括支援センターの活動状況について
- (2) 高齢者個別避難計画作成モデル事業について

一協議会の会議は、設置要綱第5条の規定に基づき、会長がその議長になることとされているため、高瀬会長を議長に選出。

事務局 一(1) 地域包括支援センターの活動状況について資料1に沿って説明一
一(2) 高齢者個別避難計画作成モデル事業について資料2に沿って説明一

議長 (1)、(2)について、委員の皆様より、ご質問やご意見をいただきたい。

委員 「6.モデル地区への説明内容」ということで、町内会長、民生委員、児童委員の方に内容を説明したということであるが、なぜ一番該当する人が多いと思われる老人クラブ連合会には依頼しなかったのか。必要ないとの判断だったのか。

事務局 今回、避難支援等関係者ということで、主に町内会自治会の方、民生委員・児童委員の方、その他、福祉協力員などにも説明をした。今後、全市民の方も含めご説明させていただく予定である。

委員 本来は参加し説明頂いて、連携する形で取り組む方が効果的だと思うが、そのような認識はなかったのか。

事務局 山形市の避難行動支援制度で名簿を配布している方、町内会長や民生委員・児童委員の方に向けて説明し了承していただき、モデル事業を行ったということである。

委員 現状を申し上げますと、老人クラブと町内会、民生委員・児童委員との情報交換の場が、第十地区ではほとんどなく、全然情報が下りてこない。参加させていただいて、一緒にやらないと本当の意味での成果はないと思うが、その点についてどうお考えか。

事務局 これから個別避難計画を作成するにあたり、その際に関係のある方と話をしていき、対応していきたいと考えている。

事務局 事業がより浸透するような取組となるように進めてまいりたい。

委員 用語の確認について、資料の2ページ、この資料全体の中の要支援者数というのは災害時の要支援者ということであると思うが、2ページ〈参考〉の1、全要支援者23,534人うち要介護者というのは、要介護認定を受けている人という意味か。

事務局 こちらの要介護者は下の要件の介護保険法における要介護度3以上の認定者の数である。

委員 これは要介護3以上ということか。

事務局 その通りである。要支援者に該当している方のうちの要介護者という意味である。

委員 この文章を読むときは、全要支援者23,534人のうち要介護者2,505人と読むと良いか。それとも、うち高齢者が何人で要介護者と読むと良いか。

事務局 23,534人のうちの高齢者19,271人と要介護者2,505人であるが、重複している部分があるため、数字としては大きくなっている。

委員 「うち」という言葉は要介護者にもかかるということか。

事務局 どちらにもかかっている。

委員 障がい者については障がい福祉課にというようなことがあると思うが、世帯という考え方がなった場合はどのように計画を作成することになるのか。この説明だと個人で（高齢者は高齢者、障がい児は障がい児として）作成するということであるが、そうした人が一世帯となった時にどのような計画になるのか。個人の場合は分かったが、世帯という捉え方をした場合、どのようなことになるのか教えていただきたい。

例えば、一世帯の中に要介護3を受けてる高齢者がいたとすると、その方の計画が作成されるが、同じ世帯の中に医療的ケア児が1人いたら、それぞれ個別に作成されており、世帯の中での課題としての考え方は取っていないのか、それぞれ作成して終わりなのかについてお聞きしたい。

事務局 そここまで考えていなかったため、今後モデル事業を行っていく中で色々な課題が出てくると考えられる。その時に世帯全体としてみる視点というところも質問として頂きたいと思う。

委員 モデル事業ということで要介護3以上をセレクトしているという認識で良いか。その状況を見ながら次年度、準備の段階では要介護3をどうするかも含めて検討していくのか。

事務局 現行、要介護度3以上の方が対象者になっているため、モデル事業も同じように要介護度3以上に行っているが、モデル事業の中で見直しが必要であれば、その部分も含めて見直していきたいと考えている。

委員 特に医療的ケア児と上げているが、ご高齢の方でも難病の方で要介護1、2という認定の方もいるため、当然に要介護3ということでそういった人たちは今回のモデル事業では上がってこないということになるかと思う。この点についても、全種的に検討する際、ケアマネ、もしくは難病関係の機関等に照会をしながら変更していく必要があるかと思う。

事務局 モデル事業を行う中で課題が見えたら、その部分についても対応していきたい。

4. 協議

(1) 山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画等）の骨子案について

事務局 一資料3、参考資料3-1～3に沿って説明一

議長 この件について、委員の皆様のご意見をいただきたい。

委員 地域包括ケアシステムの深化は、生活の中の重要な部分だと思う。いずれにしてもそれに関わる人材を確保する必要がある。介護現場における外国人の雇用や、高齢者、シルバー世代の方の活用など、そういったことについては福祉推進部で関わることもかもしれないが、山形県はご存じのとおり県外に就職の方が非常に多いため、たとえば山形市の産業政策課の働きやすさ追求室などで若い人たちのUターンの支援を行っているかと思う。雇用については介護人材確保推進協議会、福祉推進部だけで話し合っているということなので、産業政策課との連携も欠かせないのではないか。山形市としても、有為な人材が他県に流れているという実態は十分お分かりだと思うので、付け焼刃かもしれないが、呼び戻すために金銭的な対応策を考える必要があるのではないかと思う。

働きやすい環境や魅力を創るためには人がいなければどうしようもない。実際に雇用者が雇用しようとする場合、年収の3割を紹介会社に払わなければいけない。1人雇用するにあたって80万～100万を介護事業所が負担しているが、年間で5人そのような形で採用したら約400万となる。事業所にはそのような余裕はない。リクルートワークスというところで将来的な労働力不足に関するレポートがあるが、特に介護現場における需要と供給の開きがこれからさらに大きくなると言われている。他の産業に比べてそういうレポートも出ているわけなので、やはり長寿支援課だけで取り組むのは限界があるのではないかと思う。ブランド化や山形の魅力発信と合わせながら、他の部署と連携し介護人材の確保という視点で取り組んでいただきたいと思う。

事務局 若者の定着、流出、移住、定住など様々な連携をすべき事業がある。ちょうど本日もそういった部署との情報交換ということで、今後連携を進めていく話をしている。今頂いた意見を踏まえ、効果的に施策の展開・構築をしてまいりたい。

委員 一定の条件を満たした世帯に補助金が出される制度があるようだが、そのような制度を介護や医療の現場で制度をつくる等、業界で働いてる人から山形市は魅力があるんだなと思ってもらえるようなブランド化について考えて頂きたい。震災の影響もあって、福島県などはかなり予算をかけて呼び戻し策をいろんな形でやっているようである。中々簡単にできる話ではないかと思うが、ある意味ブランドという視線で考えてもいいのではないかと思う。

委員 長寿支援課が担当であり、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の名称が示す通り、高齢者を対象にせざるを得ないのは理解できるが、考え方としてこれから高齢者になっていく人たちが、もう少し介護予防や、できるだけ自立に取り組むなど、そういったことに理解がないと高齢者予備軍が高齢期になった時に、また同じことをいつまでもやってないといけなくなると考える。

若年者、いわゆる 40、50 代の年代の高齢者の家族の方をターゲットに少しでも取組をすることで、高齢者の生活習慣が変わっていったり、高齢者の考えを少しでも変えていったりすることができると思う。また若年者の方たちが、今それを学ぶことによって将来の高齢期の迎え方も変わっていくと思うので、もう少し施策の対象そのものが高齢者だけのものでなく、そういうところを考えた方が良いのではないかと常々思っている。たとえば、認知症予防一つにしても、65 歳すぎた高齢期になってからでもある程度可能だが、若年期の運動習慣や若年期にいかに関心を持って動いていたかが 30 年後の認知機能の低下と関連があるという研究もあるため、40、50 代をターゲットにするということは、のちのちの高齢期の予防などに繋がるのではないかと、それを若年者が知ることで、自分も気を付けるし、自分の親にももっと運動しようよと具体的に言えると思う。啓発したからといって、取り組む人が増えるという単純なものではないため、理念的なものだとは承知しているが、世代横断、部署横断的な所で、視点を大きくするのも良いのではないかと思う。

事務局 今年度については、保険事業と介護予防事業の一体的実施、施策の展開の一体的実施ということで、モデル的に糖尿病リスクが高い地区に説明をしたり、高齢者の方が中心となるが、今頂いたような視点で予防する段階からの方々にどうアクセスしていくかアプローチしていけるのか念頭に置きながら施策を展開するため、健康増進課と一体的に取り組んでいけるように進めてまいりたい。

委員 人生に前向きになれない人が社会に参加できるような取り組みと対応が必要なのではないか。山形市と連携して介護の問題を話し合うような部署があってもいいのではないかと思う。

事務局 介護の人材確保に関しての任意の協議会はあるが、そこで課題解決までたどり着くというよりも、課題を共有し、必要な連携をして取組を行う協議会の構成になっている。市においては、介護の分野では長寿支援課に担当係が、庁内では今年度から働きやすさ追求室ができた。介護のそういった課題を他の産業に横展開していくとともに、逆の横展開を受けることを含めて、庁内、組織横断的に取り組む必要性が高いと思われるため、そういったことを念頭に置いて検討していきたいと思う。

連携推進法人については市内で結成され、新聞でも報道された。国の方針としても経営の大規模化、共同化ということで人材の面や介護施設の運営において一つのヒントとなる取組かと思うので、こちらの動きも注視しながら、効果的な取組であれば広めていく視点を持ちながら取り組んでいきたいと思う。

－【議長より委員へ諮り、承認】－

(2) 地域包括支援センターの運営状況及び評価事業について

事務局 ー資料4-1～2に沿って説明ー

議長 この件について、委員の皆様のご意見をいただきたい。

委員 これは地域包括支援センターの自己評価なので、評価の仕方が違うからだと思うが、在宅医療関係や認知症高齢者について、1ページ目の真ん中の自己評価の3のあたりで高い達成となっている一方で、先ほどの実態調査の第8期の分析では、18、19ページ目でACPに関することや在宅療養の取り組みが効いていない、ずれている、取り組みが足りないとなっている。評価の基準が違うからだと思うが、あまりに違う結果なのでご説明頂きたい。

事務局 おっしゃる通り、評価事業については自己評価ということで、それぞれの地域包括支援センターが自己評価した結果となっているという点と、それぞれ国で求めている自己評価の基準があるという点が関係していると考えます。第8期の結果について重く受け止め、施策に展開していきたいと考えています。

委員 地域包括支援センターの自己評価というのは、市から委託された内容については、おおむね高評価だと自己評価した一方で、ビジョンに関する評価は課題があるということであるが、その乖離について、説明願いたい。

事務局 地域包括支援センターの評価項目が、開催しているか、そういう取組をしたかという視点であり、ACPの普及啓発であれば、「取り組みをした」ということであれば「した」となるが、地域住民にとっては話のハードルが高く、テーマが重くて十分な認識までには至っていないという結果もある。やったかどうかのプロセスと、中身に踏み込んだところの視点とはズレが生じていると思う。

委員 プロセス評価では高いけれどアウトカムまではいっていない、今後取組を継続してやっていかなければいけないということか。

事務局 おっしゃるとおりである。

ー【議長より委員へ諮り、承認】ー

(3) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について

事務局 ー資料5、参考資料5に沿って説明ー

議長 この件について、委員の皆様のご意見をいただきたい。

ー意見等なし

ー【議長より委員へ諮り、承認】ー

5. その他

事務局 その他資料の提供ということで、その他資料1「介護保険事業の実施状況について（令和5年6月時点）」を配布させていただいた。後ほどご覧いただきたい。

委員 山形市はすごく良い取り組みをしていると思うが、地域に全然伝わっていないと感じる。作成したパンフレットなどをもっと地域住民に見て頂きたいと思い、退職した介護士と保健師と医療関係者でまちなか保健室を開いたので、活用していただければと思う。

事務局 次回の協議会開催日等は事務局と相談のうえご連絡する。

6. 閉会